



2026年6月9日

各位

会社名 ニフティライフスタイル株式会社
代表者名 代表取締役社長 成田 隆志
(コード：4262、東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員 浅野 雄太
(TEL：03-5937-3567)
<https://niftylifestyle.co.jp/>

「第9回定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

2026年5月22日付にて電子提供措置を開始しました「第9回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部変更がございましたので、本ウェブサイトをもって、下記のとおり修正させていただきます。修正箇所には下線を付しております。

なお、招集ご通知につきましては既に印刷および発送手続きが完了しているため、お手元に届くものおよび5月22日にウェブサイトにて開示したものは修正前の内容となっております。本修正を反映した招集ご通知は、本日よりウェブサイトにて開示いたします。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

【修正箇所】

「第9回定時株主総会招集ご通知」

株主総会参考書類 第1号議案

「桑畑 治彦」氏の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の記載内容

※ 修正箇所には、下線を付しております。

(修正前)

2025年12月 株式会社ストリートメディア取締役（現任）

(修正後)

2026年2月 株式会社ストリートメディア取締役（現任）

以上

第9回 定時株主総会 招集ご通知

思いやりとテクノロジーで、
一人ひとりの「幸せな暮らしの意思決定」
を支え続ける。

日時

2026年6月17日（水曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター
Room A+B

※開催場所は昨年同様ですが、会議室が異なります
ので、お間違えのないようご注意ください。

事前質問受付のご案内

本株主総会では、株主の皆様より、事前質問をお受けいたします。詳しくは以下当社ウェブサイトをご確認ください。株主の皆様の関心が高いと思われるご質問内容につきまして、総会当日または当社ウェブサイトにてご回答させていただきます。

<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>

※いただいたすべてのご質問への回答をお約束するものではありません。また、ご質問への個別回答はいたしかねます。



郵送、インターネットによる
議決権行使期限

2026年6月16日（火曜日）
午後6時30分まで

目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	38
監査報告書	45
株主総会参考書類	51

ニフティライフスタイル株式会社

証券コード：4262

株主各位

東京都中野区本町二丁目4番1号
ニフティライフスタイル株式会社
代表取締役社長 成田 隆志

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>



また、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ニフティライフスタイル」または「コード」に当社証券コード「4262」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月16日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月17日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room A+B
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、ご送付しております書面には、電子提供措置事項のうち下記の事項を記載しておりません。
- ・事業報告の「企業集団の現況」のうち「親会社等との間の取引に関する事項」「事業年度末における特定完全子会社」「従業員の状況」「主要な営業所」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の現況」のうち「当事業年度中に交付した新株予約権の状況」「会社役員の状況」に関する注の一部「社外役員の状況」「会計監査人に関する事項」「業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」「計算書類に係る会計監査人の監査報告」
- したがって、ご送付しております書面は監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し監査をした書類の一部であります。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。


<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権行使のご案内

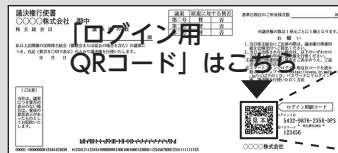
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年6月16日（火曜日）
午後6時30分まで

 **スマートフォンの場合** QRコードを読み取る方法
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

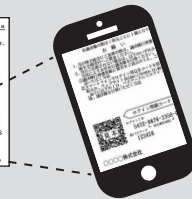


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

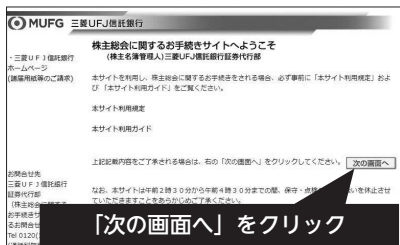


画面の案内に従って各議案の賛否を選択

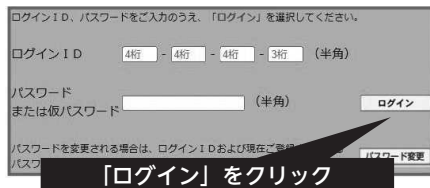
画面の案内に従って行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調となりました。一方で、物価上昇に加え、生成AIの急速な拡大、さらには米国の政策動向や地政学的リスクの高まり等の世界情勢の不確実性もあり、依然として先行きの不透明感が続いております。

当社グループのコアビジネスであるニフティ不動産が属する不動産業界につきましては、不動産価格の上昇基調が継続しており、消費者の不動産購入への意欲は落ち着きを示し始めているように思われる中、消費者の不動産に関するニーズは多様化し始めております。また、インターネット広告業界の市場規模は、前年比10.8%増と初の4兆円超えを記録しました（株式会社電通「2025年日本の広告費」より）。一方、生成AIの台頭により先行きに関する不透明感は増している状況です。

こうした事業環境のもと、当社グループは「思いやりとテクノロジーで、一人ひとりの『幸せな暮らしの意思決定』を支え続ける。」をパーパスに掲げ、2030年3月期に向けた新たなビジョン『「人生100年時代の意思決定」を支える企業へ』を策定いたしました。計画初年度となる2026年3月期は、LIFE STYLE領域における住まいカテゴリーを中心とした売上成長を図るとともに、今後5か年における経営戦略・事業戦略を踏まえた事業基盤の構築だけでなく、中長期的な成長を見据えた人材投資や社内環境整備等を推進してまいりました。

LIFE STYLE領域における住まいカテゴリーのコア事業であるニフティ不動産では、通年を通じた送客数の増加が業績に寄与いたしました。生成AIを活用したレコメンド機能の充実等に加え、継続的なUI/UX（注1）の改善を通じたグッドデザイン賞の受賞等、プラットフォームとしての評価も受けており、これらの結果としてアプリのダウンロード数も着実に増加しております。

連結子会社である株式会社ドアーズが運営する「外壁塗装の窓口」では、マッチングサービスの安定運用に加え、2025年9月に取得した一般建設業許可を基に、リフォーム（元請）サービスの積極的な展開を進めてまいりました。その一つである個人向けサービス「外壁塗装の窓口 リフォーム工房」では、提携店舗数も順調に拡大し、ユーザーとのコミュニケーションを通じて「相談」という価値提供が進展しております。

また、ウェルネスカテゴリーでは、昨年リニューアルしたニフティ温泉アプリのダウンロード数が順調に拡大しており、売上高の拡大に寄与しております。今後に向けては、会員基

盤の強化やユーザー属性に応じた価値提供等を進めてまいります。

WORK STYLE領域では、昨年度の大型スポット案件の反動減を除けば堅調な事業展開となっております。連結子会社である株式会社GiRAFFE&Co.においては、生成AIを活用したサービス展開を積極的に進めている状況です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,238百万円（前年同期比6.1%増）となり、設立以来8期連続で過去最高値を更新いたしました。利益面につきましては、営業利益は1,189百万円（前年同期比18.5%増）、経常利益は1,195百万円（前年同期比20.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は778百万円（前年同期比26.0%増）となり、EBITDA（注2）は1,584百万円（前年同期比14.9%増）となっております。

なお、当社グループは、「行動支援サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

注1 UI：User Interface サービスの画面表示や機能の操作性・利便性

UX：User Experience サービス等の利用を通じて利用者が得る体験

注2 EBITDA：連結営業利益に減価償却費およびのれん償却費を足し戻して算出しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の主要な設備投資 無形固定資産 200百万円

主な内容は、サービス用ソフトウェア開発等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期 2023年3月期	第7期 2024年3月期	第8期 2025年3月期	第9期 2026年3月期
売上高(百万円)	3,007	3,559	4,938	5,238
営業利益(百万円)	571	933	1,004	1,189
経常利益(百万円)	570	937	995	1,195
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	339	631	617	778
1株当たり当期純利益(円)	54.23	99.32	97.01	122.44
総資産(百万円)	5,300	6,301	7,016	7,464
純資産(百万円)	4,753	5,281	5,803	6,246
1株当たり純資産(円)	748.35	827.45	906.74	976.53

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「思いやりとテクノロジーで、一人ひとりの『幸せな暮らしの意思決定』を支え続ける」というパーパスを掲げ、2030年3月期までを対象とする中期経営計画「XPANSION 2030」を推進しております。急速な少子高齢化や「人生100年時代」における新たなライフステージの誕生、さらには生成AIの台頭による社会環境の変化を成長の機会と捉え、従来の検索サービス（「探す」）から一人ひとりに寄り添ったアドバイス（「相談」）へと提供価値の拡大を目指すとともに、「お部屋探し支援」から「住まい全般支援」への進化を軸とする事業領域の拡大を目指しております。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画の初年度として、「探す」から「相談」へと提供価値の拡大を図るべく、子会社ドアーズにおけるリフォームサービスの強化など、新たな事業基盤の構築に注力いたしました。一方で、中期経営計画の定量目標の達成にむけては売上高成長率に課題を残しました。また、外部環境の変化として生成AIが想定以上に普及しており、早急な対応が必要であるとの認識をしております。

こうした状況を踏まえ、2027年3月期におきましては中期経営計画2年目としてコアドメインの強化と経営共通基盤の整備を行ってまいります。

① コアドメインの強化

住まいカテゴリーにおいて、コア事業である「ニフティ不動産」の集客力を起点に、「探す」から「相談」という提供価値の拡大だけでなく、「お部屋探し支援」から「住まい全般支援」へと領域の拡大を行ってまいります。これにより、ユーザーとの継続的なタッチポイントを構築し、クロスセル等によるLTVの拡大を目指します。

② 経営共通基盤の整備

提供価値および事業領域の更なる拡大、これらを通じた中期経営計画の定量目標の達成に向けて、経営基盤の充実にも取り組みます。具体的には、ID基盤の整備とメンバーシップビジネスの開始、生成AIの各サービスでの活用とグループ各社での生産性向上に加え、M&Aやアライアンスによる非連続的成長にも取り組んでまいります。

業績予想につきましては、売上高は5,790百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益は1,313百万円（前年同期比10.4%増）、EBITDAは1,699百万円（前年同期比7.3%増）、経常利益は1,307百万円（前年同期比9.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は831百万円（前年同期比6.8%増）となる見通しです。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマおよびニフティ株式会社であります。株式会社ノジマは、当社株式を直接所有するニフティ株式会社の親会社であり、当社株式4,150千株（議決権比率65.3%）を間接所有しております。

② 重要な子会社の状況

名称 (所在地)	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ドアーズ (東京都港区)	100,000	100.0	外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」の運営等
株式会社G i R A F F E & Co. (東京都千代田区)	3,000	100.0	テクニカルSEOやサイト解析に関するコンサルティング等

③ 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はなく、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からは一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社は、原則として親会社等との間で取引を行わない方針としておりますが、取引を検討する場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行っております。

④ 事業年度末における特定完全子会社

該当事項はありません。

(5) 主要な事業の概況 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社（株式会社ドアーズ、株式会社GiRAFFE&Co.）の3社で構成されています。事業概要としては「行動支援サービス事業」の単一セグメントで、以下の2領域にて事業を展開しております。

注力領域	カテゴリー	内容
LIFE STYLE 領域	住まい カテゴリー	<p>【ニフティ不動産】</p> <p>大手不動産ポータル物件情報約1,400万件をまとめて一括検索できる賃貸・購入領域での不動産物件情報検索プラットフォームサービス。国内最大級の膨大な情報量とUI/UXにこだわった使い勝手の良いアプリでのサービス提供が強み</p> <p>【外壁塗装の窓口】</p> <p>子会社の株式会社ドアーズが手掛けるユーザーと外壁塗装業者を結ぶ日本最大級の外壁塗装プラットフォームであり、主にはマッチングサービスを展開。また、リフォームサービスも拡大しており、個人向けの「外壁塗装の窓口 リフォーム工房」と、法人向けの「外壁塗装の窓口 PRO」を展開</p>
	ウェルネス カテゴリー	<p>【ニフティ温泉】</p> <p>全国約2万2,000件の日帰り温浴施設や温泉、スパの情報、お得な電子チケット、クーポン、口コミ等を掲載する日本最大級の温浴施設総合情報検索プラットフォームサービス。温浴施設をマーケティングの場として活用し、健康や美容に興味のあるユーザー向けに広告プランを提案する「体験型広告サービス」も実施</p>
WORK STYLE領域	販売・ マーケティング支援 カテゴリー	<p>【DFO】</p> <p>インターネット広告出稿時に、商品データを最適な広告配信フォーマットへ自動変換する広告入稿支援ツール「DFO(Data Feed Optimization)」をSaaS型ビジネスとして提供</p> <p>【SEOコンサルティング】</p> <p>子会社の株式会社GiRAFFE&Co.が手掛ける。テクニカルSEO支援をはじめとするWEBマーケティングの課題に対応するコンサルティングサービスを展開</p>

(6) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減数
119名 [29名]	10名 [△3名]

(注) 従業員数は就業員数であり、[] は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
90名 [8名]	7名 [0名]	40.9歳	3.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、[] は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

(7) 主要な営業所

本社：東京都中野区

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

① 株主数 6,938名

② 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ニフティ株式会社	4,150,000	65.3
木下 圭一郎	190,300	3.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	103,600	1.6
丸田 稔	62,600	1.0
藪 太一	57,000	0.9
株式会社白夜書房	54,800	0.9
RE FUND 107-CLIENT AC	45,900	0.7
成田 隆志	31,114	0.5
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSB I JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	30,700	0.5
CALLON SAM ANDERBERG	29,100	0.5

(注) 当社は、自己株式32,060株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③ 発行可能株式総数 20,000,000株

④ 発行済株式の総数 6,388,677株

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の区分別合計は次の通りです。

区分	交付した普通株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	1,602株	2名

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第2回新株予約権 (2021年3月18日)	2024年3月17日 ～2029年3月16日	102個	10,200株	5名	無償	1株当たり 801円
第3回新株予約権 (2022年7月1日)	2025年6月15日 ～2030年6月14日	355個	35,500株	23名	無償	1株当たり 1,219円
第4回新株予約権 (2023年7月3日)	2026年6月14日 ～2031年6月13日	445個	44,500株	29名	無償	1株当たり 862円
第5回新株予約権 (2024年7月1日)	2027年6月12日 ～2032年6月11日	613個	61,300株	49名	無償	1株当たり 1,045円
第6回新株予約権 (2025年7月1日)	2028年6月18日 ～2033年6月17日	647個	64,700株	59名	無償	1株当たり 1,239円

新株予約権行使の条件（第2回～第6回共通）

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由が存すると取締役会が認めた場合には権利行使をなしうるものとする。
- ・新株予約権の相続を認めないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	60個	6,000株	2名
	第4回新株予約権	115個	11,500株	2名
	第5回新株予約権	115個	11,500株	2名
	第6回新株予約権	115個	11,500株	2名
社外取締役	第3回新株予約権	40個	4,000株	2名
	第4回新株予約権	60個	6,000株	2名
	第5回新株予約権	60個	6,000株	2名
	第6回新株予約権	60個	6,000株	2名

- ・第2回新株予約権を保有する取締役・社外取締役はおりません。

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社執行役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(2)①に記載の第6回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
執行役員	81個	8,100株	4名
従業員	391個	39,100株	51名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成田 隆志	株式会社GiRAFFE&Co.取締役 株式会社ドアーズ取締役
取締役	浅野 雄太	株式会社GiRAFFE&Co.取締役 株式会社ドアーズ取締役
取締役	林 丈博	ニフティ株式会社取締役 株式会社セシール監査役 ニフティコミュニケーションズ株式会社監査役
取締役	桑畑 治彦	株式会社ストリート代表取締役 株式会社ストリートメディア取締役 株式会社日本百貨店取締役
取締役	小川 卓	株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長
取締役	森 泰一郎	株式会社森経営コンサルティング代表取締役
常勤監査役	藤城 哲哉	
監査役	寺西 章悟	田島・寺西・遠藤法律事務所代表パートナー弁護士
監査役	角野 里奈	角野里奈公認会計士事務所代表 八面六臂株式会社監査役 株式会社リビングプラットフォーム社外監査役 株式会社UNICONホールディングス監査役 SBIアルヒ株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役小川卓、森泰一郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川卓、取締役森泰一郎、監査役寺西章悟、監査役角野里奈の4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役寺西章悟、角野里奈の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 2025年5月31日付で、取締役広田朋美氏が辞任されました。
5. 取締役林丈博氏は、2025年6月16日付で株式会社セシール監査役およびニフティコミュニケーションズ株式会社監査役に就任いたしました。
6. 2025年6月18日開催の第8回定時株主総会にて、桑畑治彦氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任しております。
7. 監査役角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でか

つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の一定の免責事由があります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で決議しております。また、当社は、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外役員が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会は、取締役会の委任を受けて取締役の報酬を決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

基本報酬は月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、本人の業務評価を総合的に勘案して報酬額を決定します。

c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬は株式報酬とし、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額もしくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項等については、支給決定の都度決定いたします。

d. 基本報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

ロ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき指名報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の額の決定であります。指名報酬委員会に個人別報酬額の決定権限を委任している理由は、指名報酬委員会は、取締役会の下に設置された構成員半数以上の委員を独立社外役員で構成する委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。また、株式報酬については、各取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の、各取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数等を決議いたします。なお、指名報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

a. 構成員の指名、地位及び担当

委員長：森泰一郎（社外取締役）、委員：小川卓（社外取締役）、委員：寺西章悟（社外監査役）、委員：成田隆志（代表取締役社長）、委員：林丈博（取締役）

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,861 (10,307)	32,350 (8,850)	—	6,511 (1,457)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,100 (8,850)	17,100 (8,850)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	55,961 (19,157)	49,450 (17,700)	—	6,511 (1,457)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。

2. 2019年6月19日開催の第2回定時株主総会（非公開会社時）において、取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

3. 非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬割当てのための報酬及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額となります。当該譲渡制限付株式報酬制度及び状況は、2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に、当該ストックオプションの内容及び状況は、2. (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。なお、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬割当てのための報酬については、2024年6月12日開催の第7回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額として、年額100万円以内、株式の上限を年5,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点での取締役の員数は4名（社外取締役を除く）であります。
4. 2025年5月31日付で、取締役広田朋美氏が辞任により退任されました。
5. 2019年8月28日開催の臨時株主総会（非公開会社時）において、監査役の報酬限度額は年額200万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員の状況

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小川卓氏は、株式会社HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長を兼任しております。当社と株式会社HAPPY ANALYTICSとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役森泰一郎氏は株式会社森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。当社と株式会社森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺西章悟氏は、田島・寺西・遠藤法律事務所の代表パートナー弁護士を兼任しております。当社と田島・寺西・遠藤法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役角野里奈氏は、角野里奈公認会計士事務所の代表、八面六臂株式会社の監査役、株式会社リビングプラットフォームの社外監査役、株式会社UNICONホールディングスの監査役、SBIアルヒ株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しております。当社と角野里奈公認会計士事務所、八面六臂株式会社、株式会社リビングプラットフォーム、株式会社UNICONホールディングス、SBIアルヒ株式会社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小川 卓	15回/15回	—	IT業界における豊富なビジネス経験と見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外取締役	森 泰一郎	15回/15回	—	経営戦略分野における豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。
社外監査役	寺西 章悟	15回/15回	13回/13回	弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。
社外監査役	角野 里奈	15回/15回	13回/13回	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、中長期的な企業価値の向上に必要な投資を推進しつつ、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針に掲げております。この方針の下、中期経営計画にも記載のとおり、成長投資とのバランスや資本効率等を十分に勘案しながら、配当性向の目途を50%としております。

2026年3月期における期末配当金につきましては、2026年5月7日に開示いたしました「剰余金の配当に関するお知らせ」に記載のとおり、1株につき32円00銭とさせていただきます。すでに実施している中間配当27円00銭とあわせまして、年間配当金は59円00銭となります。

2027年3月期の配当につきましては、1株につき64円00銭（中間32円00銭、期末32円00銭）を予定しております。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会にて行うことができる旨を定款に定めております。

(5) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(6) 業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス管理規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - (ii) 代表取締役直轄の内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて、その改善を促す。
 - (iii) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - (iv) 監査役は、監査役監査基準に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - (v) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (vi) 当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、文書保存規程に従い適切に保存、管理を行う。
 - (ii) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
 - (iii) 個人情報取扱規程及び情報セキュリティ規程を整備し、個人情報及び重要な情報資産を適切かつ安全に保存、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク・コンプライアンス管理規程に基づきリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
 - (ii) 委員会は、事業年度の最初に開催される委員会において、リスク管理計画を策定し、リスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 職務執行に関する権限及び責任については取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - (iii) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定、承認し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程を策定する。
 - (ii) 経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合には、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を審議・検討のうえ、取締役会で決議・報告する。
 - (iii) 当社の監査役は常に子会社の業務が適正に執行されているかについて監査を実施する。
 - (iv) 当社内部監査部門は、子会社に対し、当社の内部監査規程に基づき定期的に監査を実施する。
 - (v) 当社子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議のうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (ii) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (ii) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
 - (iii) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有のうえ、業務執行の内容を検証する。
 - (iv) 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (v) 取締役及び使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。
 - (vi) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (vii) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (viii) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - (ii) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することを基本方針とする。
上記方針の下、反社会的勢力等対応マニュアルを策定し、役職員全員に周知徹底を図る。
- ⑪ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況
当社の当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
- (i) 取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。
 - (ii) 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
 - (iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役会に報告いたしました。

- (iv) 監査役会は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、また各監査役は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- (v) リスク・コンプライアンス管理委員会を4回開催しました。コンプライアンスについては、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しました。リスクについては、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底いたしました。
-
- (注) 1. 本事業報告は、特段の記載がない限り、2026年3月31日における事項について記載しております。
2. 本事業報告中の記載金額は、特段の記載がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,238,123
売上原価		1,228,073
売上総利益		4,010,049
販売費及び一般管理費		2,820,071
営業利益		1,189,978
営業外収益		
受取利息	600	
受取手数料	3,850	
その他	1,799	6,251
営業外費用		
為替差損	202	
固定資産廃棄損	577	
その他	63	844
経常利益		1,195,384
特別損失		
減損損失	27,059	27,059
税金等調整前当期純利益		1,168,324
法人税、住民税及び事業税	408,424	
法人税等調整額	△18,630	389,793
当期純利益		778,531
親会社株主に帰属する当期純利益		778,531

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,262,574	1,179,210	3,333,381	—	5,775,167	28,177	5,803,344
当期変動額							
新株の発行	8,648	8,648			17,297		17,297
剰余金の配当			△317,971		△317,971		△317,971
親会社株主に帰属する当期純利益			778,531		778,531		778,531
自己株式の取得				△45,627	△45,627		△45,627
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						10,608	10,608
当期変動額合計	8,648	8,648	460,559	△45,627	432,229	10,608	442,838
当期末残高	1,271,223	1,187,858	3,793,941	△45,627	6,207,396	38,786	6,246,182

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称 株式会社ドアーズ、株式会社GIRAFFE&Co.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～15年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

顧客関連資産 12年

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

① LIFE STYLE領域住まいカテゴリー

当社グループは、パートナーである大手不動産サイトの情報を、まとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

LIFE STYLE領域住まいカテゴリーでは契約に基づいて当社グループの運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、LIFE STYLE領域住まいカテゴリーでは、企業向けソリューションサービスとして、不動産事業者向けにオンライン接客の支援サービス(オンライン内見)等を運営しております。当社グループは、契約に応じてオンライン内見サービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

さらに、LIFE STYLE領域住まいカテゴリーでは、住宅の外壁塗装に関する情報を提供する「外壁塗装の窓口」の運営を行っております。当該領域における送客サービスにおい

では、契約に基づき、主として、ユーザーを顧客へ送客することによって、個々の外壁塗装に係る施工契約の成立に関するサービスの提供を負う義務を負っております。当該履行義務は、個々の外壁塗装の施工契約の成立時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。取引契約の内容から事後的な値引き等の対価の変動が見込まれる場合には、契約に定められた対価から変動が見込まれる対価を控除した金額に基づき収益を計上しております。事後的な値引き等の変動対価の見積りは、過去の事後的な値引実績等に基づいて算定しており、収益は重大な戻入れが生じない範囲でのみ認識しております。

② LIFE STYLE領域ウェルネスカテゴリー

当社グループは、日本全国の温浴施設等の情報を、まとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

LIFE STYLE領域ウェルネスカテゴリーでは、契約に基づき当社グループの運営するプラットフォームに温浴施設等の運営情報やクーポンを掲載し温浴施設等でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温浴施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温浴施設等による月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③ WORK STYLE領域販売・マーケティング支援カテゴリー

当社グループは、企業向けソリューションサービスとして、EC等WEBサイト運営事業者向けに、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）等を運営しております。

当社グループは、契約に応じてSaaSツールサービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。また、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループは、企業向けのデジタルマーケティング支援サービスであるSEOコンサルティングサービスを提供しております。当社グループは、契約に応じてSEOコンサルティングサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間

において顧客あてに提出する分析レポート・対策の提案及び実行等のサービスの履行及び顧客による検収によって充足すると判断し、顧客による月次の検収時点で収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金（ベネフィット・ワン）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5～10年で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

(のれん及び顧客関連資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	874,126 千円
顧客関連資産	440,555 千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、企業結合取引に伴って計上したものであります。

のれんは、企業結合取引時に見込んだ被取得企業に期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。また、顧客関連資産は、被取得企業が既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益力の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が発現すると見積もられた期間にわたって定期的に償却し、未償却残高を連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

当社グループは、主として提供するサービス等によって資産を区分しグループ化しております。減損の兆候のある資産グループについては資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価

額まで減額し、その減少額は減損損失として計上いたします。

当該将来キャッシュ・フローを算定する上の主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長率、営業費用等であります。主要な仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。これらの見積りには不確実性があり、今後の市場動向や経営環境が大きく変化した場合には、減損損失を計上する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産について減損損失は計上しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取手数料」(前連結会計年度4,234千円)は、金額的な重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 69,478千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 5,238,123千円

2. 減損損失

当社グループは、次の資産について減損損失を計上しました。

場所：本社事務所(東京都中野区)

用途：事業用資産

種類：ソフトウェア

当社グループは、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。また、処分予定の資産については個別に取り扱っております。

LIFE STYLE領域の温泉事業用資産のうち一部について、当初予定していた収益が見込めなくなったことまたは処分予定となったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失27,059千円を特別損失として計上しております。その全額が、ソフトウェアに係

るものであります。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、その算定にあたっては、割引前将来キャッシュフローがマイナスであるため割引率の記載は省略しております。処分予定となった資産については回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額全額を減損損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(単位：株)	6,369,175	19,502	—	6,388,677

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(ストック・オプション)の権利行使	6,200株
第2回新株予約権(ストック・オプション)の権利行使	6,200株
第3回新株予約権(ストック・オプション)の権利行使	5,500株
譲渡制限付株式報酬	1,602株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2025年5月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	146,491千円
1株当たり配当額	23円00銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月4日

② 2025年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	171,480千円
1株当たり配当額	27円00銭
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2026年5月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	203,411千円
1株当たり配当額	32円00銭
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第2回新株予約権	普通株式	10,200株
第3回新株予約権	普通株式	35,500株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資計画に基づく資金計画に照らして、自己資金により資金調達をしております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、賃借物件において預託している敷金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金の大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

- ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらとの差額については以下のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(投資その他の資産) 敷金及び保証金	54,082	51,083	△2,998
資産計	54,082	51,083	△2,998

(注) 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (単位：千円)
非上場株式等	18,550

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(投資その他の資産) 敷金及び保証金	—	51,083	—	51,083
資産計	—	51,083	—	51,083

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、債権額と将来の償還予定時期を合理的に見積り、無リスク利率率を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、行動支援サービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
顧客との契約から生じる収益	
LIFE STYLE領域	4,577,879 千円
WORK STYLE領域	660,244 千円
顧客との契約から生じる収益 計	5,238,123 千円
その他の収益	— 千円
外部顧客への売上高	5,238,123 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	741,971	765,711

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産 976円53銭

1 株当たり当期純利益 122円44銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,729,396	流動負債	868,067
現金及び預金	4,083,576	買掛金	232,821
売掛金	605,909	未払金	180,759
その他	39,910	未払費用	59,213
固定資産	2,606,889	未払法人税等	243,146
有形固定資産	102,614	未払消費税等	51,761
建物及び構築物	66,776	賞与引当金	78,168
工具、器具及び備品	35,838	その他	22,196
無形固定資産	278,092	固定負債	34,081
ソフトウェア	277,853	長期資産除去債務	34,081
その他	239	負債合計	902,149
投資その他の資産	2,226,182	純資産の部	
投資有価証券	18,520	株主資本	6,395,351
関係会社株式	1,961,880	資本金	1,271,223
関係会社長期貸付金	85,000	資本剰余金	1,241,450
繰延税金資産	115,144	資本準備金	1,171,223
敷金及び保証金	45,394	その他資本剰余金	70,227
その他	244	利益剰余金	3,928,304
資産合計	7,336,286	その他利益剰余金	3,928,304
		繰越利益剰余金	3,928,304
		自己株式	△45,627
		新株予約権	38,786
		純資産合計	6,434,137
		負債・純資産合計	7,336,286

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,999,571
売上原価		828,097
売上総利益		3,171,473
販売費及び一般管理費		1,944,923
営業利益		1,226,550
営業外収益		
受取利息	1,873	
受取手数料	3,850	
関係会社業務受託収入	6,000	
雑収入	795	12,519
営業外費用		
為替差損	178	
固定資産廃棄損	577	
雑損失	995	1,751
経常利益		1,237,318
特別損失		
減損損失	27,059	27,059
税引前当期純利益		1,210,259
法人税、住民税及び事業税	376,046	
法人税等調整額	△10,641	365,405
当期純利益		844,853

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,262,574	1,162,574	70,227	1,232,802
当期変動額				
新株の発行	8,648	8,648		8,648
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	8,648	8,648		8,648
当期末残高	1,271,223	1,171,223	70,227	1,241,450

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,401,421	3,401,421	－	5,896,798	28,177	5,924,976
当期変動額						
新株の発行				17,297		17,297
剰余金の配当	△317,971	△317,971		△317,971		△317,971
当期純利益	844,853	844,853		844,853		844,853
自己株式の取得			△45,627	△45,627		△45,627
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					10,608	10,608
当期変動額合計	526,882	526,882	△45,627	498,552	10,608	509,160
当期末残高	3,928,304	3,928,304	△45,627	6,395,351	38,786	6,434,137

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

 関係会社株式

 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。

 主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 4～15年

 工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

 主な耐用年数は次のとおりであります。

 自社利用のソフトウェア 3～5年

 のれん 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を認識する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

① LIFE STYLE領域住まいカテゴリー

当社は、パートナーである大手不動産サイトの情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

LIFE STYLE領域住まいカテゴリーでは契約に基づいて当社の運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、LIFE STYLE領域住まいカテゴリーでは、企業向けソリューションサービスとして、不動産事業者向けにオンライン接客の支援サービス（オンライン内見）等を運営しております。当社は、契約に応じてオンライン内見サービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② LIFE STYLE領域ウェルネスカテゴリー

当社は、日本全国の温浴施設等の情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

LIFE STYLE領域ウェルネスカテゴリーでは、契約に基づき当社の運営するプラットフォームに温浴施設等の運営情報やクーポンを掲載し温浴施設等でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温浴施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温浴施設等による月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③ WORK STYLE領域販売・マーケティング支援カテゴリー

当社は、企業向けソリューションサービスとして、EC等WEBサイト運営事業者向けに、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）等を運営しております。

当社は、契約に応じてSaaSツールサービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。また、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示していた「受取手数料」（前事業年度2,849千円）は、金額的な重要性が増したことに伴い、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		43,886千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務：	短期金銭債権	8,651千円
	長期金銭債権	85,000千円
	短期金銭債務	5,532千円
	長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

72,404千円

売上原価

44,826千円

販売費及び一般管理費

25,709千円

営業取引以外の取引高

7,608千円

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

3,999,571千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 32,060株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却超過額64,253千円、賞与引当金24,638千円、資産除去債務10,742千円等があります。

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除去費用資産8,536千円等であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報につきましては、連結注記表の「(収益認識に関する注記)」に同一内容を記載しているため注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,006円09銭
1 株当たり当期純利益 132円87銭

(関連当事者取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)GIARAFFE& Co.	直接 100%	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 業務受託収入	85,000 1,581 6,000	関係会社 貸付金 未収入金	85,000 550

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ニフティライフスタイル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニフティライフスタイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ニフティライフスタイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

ニフティライフスタイル株式会社 監査役会

常勤監査役 藤城 哲哉

社外監査役 寺西 章悟

社外監査役 角野 里奈

(戸籍名 岡田 里奈)


以上

第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役6名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。



候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	重任 なり た たか し 成 田 隆 志	代表取締役 社長 兼 社長執行役員	15回/15回 (100 %)
2	重任 あさ の ゆう た 浅 野 雄 太	取締役 兼 執行役員	15回/15回 (100 %)
3	重任 はやし たけ ひろ 林 丈 博	取締役	15回/15回 (100 %)
4	重任 くわ はた はる ひこ 桑 畑 治 彦	取締役	12回/12回 (100 %)
5	重任 もり 森 たいいちろう 泰一郎	独立役員 社外取締役	社外取締役 15回/15回 (100 %)
6	新任 やま ね しよう こ 山 根 承 子 (戸籍上の姓名)	独立役員 社外取締役	—
	いい じま しよう こ 飯 島 承 子		
7	新任 きく ち えり こ 菊 地 恵理子 (戸籍上の姓名)	独立役員 社外取締役	—
	かた ざり えり こ 片 桐 恵理子		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>なり たか し 成田隆志 (1977年5月16日生)</p> <p>重任</p>	<p>2000年3月 株式会社産案入社 2002年10月 ニフティ株式会社入社 2016年2月 同社不動産マーケットプレイスサービス部長 2018年2月 当社代表取締役 2018年4月 ニフティ株式会社執行役員WEB事業部長 2018年6月 同社取締役兼執行役員WEB事業部長 2018年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 ニフティネクサス株式会社 取締役副社長 2019年2月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員WEB事業部長 2019年4月 同社取締役兼常務執行役員 当社 代表取締役社長兼社長執行役員事業開発部長 ニフティネクサス株式会社 代表取締役社長 株式会社Tryell 取締役 2019年7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) 2023年10月 株式会社GiRAFFE&Co.取締役 (現任) 2024年5月 株式会社ドアーズ取締役 (現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社GiRAFFE&Co.取締役 株式会社ドアーズ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 成田隆志氏は、長年にわたりWEBサービス事業の指揮を執り、当社設立時より代表取締役社長として当社グループ全体の事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏が持つ理念と強力なリーダーシップにより、当社グループのさらなる事業成長への貢献ができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	31,114株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 <p>あさの ゆうた 浅野 雄太 (1983年7月27日生)</p> <p>重任</p>	<p>2006年4月 三菱商事株式会社入社 2009年6月 三菱商事(上海)有限公司出向 2011年9月 三菱商事株式会社財務部資金チーム 2013年7月 同社財務部ALM企画室 2015年6月 楽天株式会社入社 2016年11月 同社IR部企画調査グループマネージャー 2018年7月 OLTA株式会社執行役員CFO 2019年3月 同社取締役CFO 2022年3月 当社管理本部副本部長 2022年6月 当社取締役兼執行役員経営管理部長 株式会社Tryell取締役 2023年6月 当社 取締役兼執行役員管理本部長兼経営管理部長 2023年10月 株式会社GiRAFFE&Co.取締役(現任) 2024年4月 当社取締役兼執行役員経営管理部長 2024年5月 株式会社ドアーズ取締役(現任) 2025年10月 当社 取締役兼執行役員(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社GiRAFFE&Co.取締役 株式会社ドアーズ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 浅野雄太氏は、長年にわたり経営管理業務に携わり、IR、財務等に関する豊富な経験と知識を有し、当社グループ全体の経営管理に携わってまいりました。今後も、同氏はさらなる当社企業成長に向けて、財務戦略等を立案、執行する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	408株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div data-bbox="254 477 424 666" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="235 692 443 768"> はやし たけ ひろ 林 丈 博 (1972年9月19日生) </p> <p data-bbox="306 792 368 828" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重任</p>	<p>1997年4月 ニフティ株式会社入社</p> <p>2009年4月 同社サービスビジネス事業本部サービスビジネス推進部課長</p> <p>2012年5月 株式会社グロガス事業企画部長</p> <p>2016年10月 ニフティ株式会社経営戦略室経営戦略推進部長</p> <p>2018年1月 同社執行役員兼経営管理統括部長代行兼総務グループ長</p> <p>2018年6月 同社取締役兼執行役員兼人事総務統括部長兼総務グループ長</p> <p>2019年4月 同社取締役兼執行役員兼経営管理統括部長兼総務グループ長</p> <p>2019年4月 ニフティネクサス株式会社監査役</p> <p>2019年4月 当社取締役</p> <p>2019年8月 ニフティネクサス株式会社取締役</p> <p>2020年3月 当社取締役退任</p> <p>2020年5月 株式会社ビジネスグランドワークス取締役</p> <p>2020年6月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員兼経営管理統括部長兼人事総務グループ長</p> <p>2021年3月 ニフティ・セシール株式会社取締役</p> <p>2021年3月 株式会社セシール取締役</p> <p>2023年2月 ニフティコミュニケーションズ株式会社取締役</p> <p>2023年6月 ニフティ株式会社取締役兼専務執行役員兼経営管理統括部長</p> <p>2024年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2024年6月 ニフティコミュニケーションズ株式会社取締役</p> <p>2025年6月 株式会社セシール監査役 (現任)</p> <p>2025年6月 ニフティコミュニケーションズ株式会社監査役 (現任)</p> <p>2025年7月 ニフティ株式会社取締役兼専務執行役員兼経営管理統括部長兼人事グループ長 (現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) ニフティ株式会社取締役 株式会社セシール監査役 ニフティコミュニケーションズ株式会社監査役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 林丈博氏は、長年にわたりニフティ株式会社において経営戦略および経営管理業務に携わるとともに、関係会社の経営への関与を通して豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営体制強化および経営全般について多くの助言をいただいております。 今後も、同氏は経営体制の強化およびコーポレートガバナンス体制の強化に必要と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	 <p data-bbox="254 495 444 571">くわ はた はる ひこ 桑畑 治彦 (1982年8月13日生)</p> <p data-bbox="311 595 371 628">重任</p>	<p data-bbox="462 217 1191 538">2005年4月JBCC株式会社入社 2008年5月株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ入社 2017年3月同社 代表取締役 2024年3月株式会社ストリートホールディングス執行役COO 2024年4月株式会社日本百貨店取締役 2025年4月株式会社ストリートホールディングス取締役COO 2025年6月当社取締役(現任) 2025年10月株式会社ストリートホールディングス代表取締役 2025年10月株式会社トライステージ代表取締役 2025年12月株式会社ストリート代表取締役(現任) 2026年2月株式会社ストリートメディア取締役(現任) (現在に至る)</p> <p data-bbox="480 545 852 625">(重要な兼職の状況) 株式会社ストリート代表取締役 株式会社ストリートメディア取締役</p> <p data-bbox="480 636 1357 833">【取締役候補者とした理由】 桑畑治彦氏は、長年にわたり株式会社ストリートなどにおいて、デジタルマーケティング支援領域およびDX支援領域における、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社経営や提供サービスに対する客観的な視点からの助言を通じて当社成長に深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株
5	 <p data-bbox="254 1082 444 1158">もり たいいちろう 森 泰一郎 (1988年1月30日生)</p> <p data-bbox="311 1182 371 1215">重任</p> <p data-bbox="311 1224 371 1257">社外</p> <p data-bbox="311 1267 371 1300">独立</p>	<p data-bbox="462 842 1200 1067">2013年4月株式会社XEED入社 2014年4月ラクスル株式会社入社 2016年6月株式会社BuySell Technologies取締役COO兼CSO 2017年10月森経営コンサルティング(現株式会社森経営コンサルティング)設立 2018年9月株式会社森経営コンサルティング代表取締役(現任) 2021年4月当社取締役(現任) 2026年4月明治学院大学経済学部非常勤講師(現任) (現在に至る)</p> <p data-bbox="480 1075 949 1124">(重要な兼職の状況) 株式会社森経営コンサルティング代表取締役</p> <p data-bbox="480 1135 1357 1362">【社外取締役候補者とした理由等】 森泰一郎氏は、長年にわたる経営分野におけるコンサルティング経験など豊富な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員長としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が重任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	 <p>やまね しょうこ 山根 承子 (戸籍上の氏名) いらい じま しょうこ 飯島 承子 (1984年8月6日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>2012年4月 近畿大学経済学部講師 2015年4月 近畿大学経済学部准教授 2020年1月 株式会社パパラカ研究所代表取締役社長(現任) 2021年7月 一般社団法人投資信託協会理事 2021年12月 行動経済学会理事 2023年12月 行動経済学会常任理事(現任)</p> <p>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社パパラカ研究所代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由等】 山根承子氏は、近畿大学准教授の経験をはじめ長年にわたる行動経済学領域における豊富な経験と専門知識を有しており、社外取締役として客観的な視点からの助言を通じて当社の成長に関与いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員とする予定であります。</p>	一株
7	 <p>きくち えりこ 菊地 恵理子 (戸籍上の氏名) かたぎり えりこ 片桐 恵理子 (1988年12月27日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>2012年4月 株式会社ジョブウェブ入社 2016年4月 タイガーモブ株式会社 設立 代表取締役社長(現任)</p> <p>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) タイガーモブ株式会社代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由等】 菊地恵理子氏は、タイガーモブ株式会社の代表として人材領域のビジネス推進における豊富な知見と実績を有しており、社外取締役として世界を舞台にした事業推進の経験に基づく視座を通じて当社の成長に関与いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員とする予定であります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 森泰一郎、山根承子、菊地恵理子の3氏は社外取締役候補者であります。
当社は、森泰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の選任が承認された場合は、森泰一郎、山根承子、菊地恵理子の3氏が独立役員となる予定であります。本総会終結の時にける当社社外取締役在任期間は、森泰一郎氏について5年2か月であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、現行定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である森泰一郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。当社は、本総会において森泰一郎の重任が承認された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、当社は、本総会において山根承子および菊地恵理子の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 会社の役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。
候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2026年7月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 林丈博氏は、現在、当社の親会社であるニフティ株式会社の業務を執行しております。ニフティ株式会社における地位および担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
6. 桑畑治彦氏は、現在、当社の兄弟会社である株式会社ストリークの業務を執行しております。両社における地位および担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の当社第2回定時株主総会（非公開会社時）において、報酬額を年額60百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として30百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）において、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する割当ては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして、役員・職責・当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本株主総会における第1号議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

記

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の当社グループ業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限
750個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は225個（うち社外取締役分は70個）を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間
割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式75,000株を上限とする。

なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当た

りの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる

期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

